



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年6月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
府内プライベートクラウド（第二サーバ仮想化統合基盤） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県企画振興部情報政策課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月17日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 東日本電信電話株式会社
 - (2) 所在地 長野県長野市大字南長野新田町1137-5
- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 4,509,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年4月4日

情報政策課

公告

平成28年6月23日、佐久平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成28年6月30日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成28年7月2日に開催を予定していた箕輪都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成28年6月30日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年6月30日

長野県諏訪地方事務所長 浅井秋彦

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 指定番号 | 諏訪第1012号 |
| 2 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 3 指定の年月日 | 平成28年5月11日 |
| 4 指定道路の位置 | 諏訪郡下諏訪町字浜辺10615-54、字赤砂崎4429-169 |
| 5 指定道路の延長 | 12.85メートル |
| 6 指定道路の幅員 | 4.00メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年6月30日

長野県上伊那地方事務所長 堀田文雄

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1(1) 指定番号 | 上伊那第566号 |
| 2(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 3(3) 指定の年月日 | 平成28年5月9日 |
| 4(4) 指定道路の位置 | 上伊那郡宮田村7579-1 |
| 5(5) 指定道路の延長 | 60.66メートル |
| 6(6) 指定道路の幅員 | 4.78メートル |
| 2(1) 指定番号 | 上伊那第568号 |
| 2(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 3(3) 指定の年月日 | 平成28年5月10日 |
| 4(4) 指定道路の位置 | 駒ヶ根市赤穂3162-4 |
| 5(5) 指定道路の延長 | 53.94メートル |
| 6(6) 指定道路の幅員 | 6.02メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年6月30日

長野県松本地方事務所長 吉川篤明

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1(1) 指定番号 | 松本第322号 |
| 2(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 3(3) 指定の年月日 | 平成28年5月19日 |
| 4(4) 指定道路の位置 | 安曇野市三郷明盛4960-1 |
| 5(5) 指定道路の延長 | 76.25メートル |
| 6(6) 指定道路の幅員 | 4.85メートル |
| 2(1) 指定番号 | 松本第323号 |

(2) 指定道路の種類	建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日	平成28年5月27日
(4) 指定道路の位置	安曇野市三郷明盛1263-1
(5) 指定道路の延長	34.76メートル
(6) 指定道路の幅員	4.00メートル
3(1) 指定番号	松本第324号
(2) 指定道路の種類	建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日	平成28年6月15日
(4) 指定道路の位置	安曇野市豊科5586-68
(5) 指定道路の延長	20.55メートル
(6) 指定道路の幅員	4.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年6月30日

長野県長野地方事務所長 塩谷幸隆

1 指定番号	長野第841号
2 指定道路の種類	建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
3 指定の年月日	平成28年6月13日
4 指定道路の位置	千曲市大字稻荷山字大牧2160-10
5 指定道路の延長	78.97メートル
6 指定道路の幅員	6.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年6月30日

長野県北信地方事務所長 高田真由美

1 指定番号	北信第176号
2 指定道路の種類	建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
3 指定の年月日	平成28年5月13日
4 指定道路の位置	中野市大字中野字阿弥陀堂前1493-20
5 指定道路の延長	39.32メートル
6 指定道路の幅員	6.00メートル

建築住宅課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年6月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月3日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	飯山会場	飯山市大字飯山1436 番地1 飯山市公民館	60名
8月10日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	塩尻会場	塩尻市大門七番町4 番3号 塩尻市総合文化センター	60名
8月17日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	駒ヶ根会場	駒ヶ根市上穂栄町23 番地1 駒ヶ根総合文化センター	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

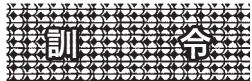
(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のた

めに必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課



長野県訓令第11号

本庁内部部局

現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成28年7月1日から施行します。

平成28年6月30日

長野県知事 阿部 守一

本則の1及び5の表中

「一般社団法人信州・長野県観光協会」を

「一般社団法人長野県観光機構」に改める。

人事課コンプライアンス推進室